

インターネット広告 取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 変形性股関節症と正しく向き合う会（以下「当会」という。）が制作・管理・運営するインターネット媒体に掲載する有料広告（バナー等）の取扱いに関して、必要な事項を定めるものです。

(広告媒体)

第2条 掲載を行う広告媒体は以下のものとする。

当会の公式ホームページ内に表示されるバナー広告（以下「広告」という。）画像で、原則広告主の指定するWEBページにリンクするもの

(広告掲載に関する基準等)

第3条 広告掲載の依頼について、その掲載の是非にあたっては、以下の各号に適合するものとする。

2 掲載を行う広告の内容については、当会が一般社団法人としての社会的な信頼性・公平性・公益性を損なうことのない信頼度の高い情報でなければならない。

3 次に掲げる内容のものについては、掲載を行わない。

- (1) 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝にかかわるもの
- (2) 社会的な問題についての個人の主義または主張するもの
- (3) 第三者を誹謗、中傷、排斥するもの
- (4) 人権侵害、差別、名誉毀損となるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反する、又はそのおそれのあるもの
- (6) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (7) 風俗、ギャンブル性のあるもの
- (8) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 法令又は条例若しくは規則に違反する、又は抵触するおそれのあるもの
- (10) その他、掲載する広告として適当でないと当会が認めるもの

(広告掲載料及び規格)

第4条 広告掲載料及び規格は、以下のとおりとする。

- (1) 掲載料 1枠 1か月5,000円
- (2) 規格 1枠 縦40ピクセル×横140ピクセル
- (3) 形式 G I F または J P E G

2 広告掲載料は、代表理事の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告の掲載位置及び募集件数)

第5条 広告を掲載するページ、位置及び枠数は当会が指定する。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は当会が定める。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告主は、広告原稿（画像データ）を当会の指定する期日までに、当会の指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿（画像データ）は、広告主の責任で作成するものとする。

(掲載の申込)

第8条 申込者は所定の様式により、当会に申し込まなければならない。

2 当会は、申込者に対し、会社案内等、申込者の概要の分かるもの、その他当会が必要とする書類等を求めることができる。

3 申込締切日は、掲載希望月起算して、前々月の末日までとする。（但し、当該日が土・日曜または祝日の場合、その直前の平日まで）

(掲載の決定)

第9条 代表理事は、前条の規定による申し込みがあったときは、第3条に基づき広告の内容、デザイン等（リンク先の内容等を含む。以下「広告内容等」という。）について

審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 代表理事は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書により、その結果及び条件等を広告掲載希望者に通知する。

3 代表理事は、広告掲載希望者が広告枠数を超えたときは、抽選により広告主を決定する。

(広告主の届出義務)

第10条 広告主は、次の各号に該当する場合は、協会ホームページ広告申込内容変更の旨を速やかに当会に届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき
- (2) 広告を差し替えるとき
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき
- (5) 前各号に規定するもののほか、当会の公式ホームページ広告掲載

●申込書又は添付資料の記載内容に変更があったとき

(広告の内容等の変更)

第11条 当会は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの規程等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第12条 当会は、次の各号に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主のホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき
- (2) 広告主から広告掲載の取消しの申し出があったとき
- (3) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (4) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (5) その他、広告主の反社会的行為又は非社会的行為等、広告主に関係する事情によ

り、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると判断したとき

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は自己の都合により、協会ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げる場合、広告主は取り下げる日の5日前までに、書面により当会に申し出るものとする。

3 第1項及び第2項の規定により広告掲載を取り下げた場合、広告掲載料は返還しない。

(協会ホームページとの区別)

第14条 次の表現については、利用者が協会ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

(1) 協会ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの

(2) 利用者が、当会の事業であると錯誤しやすいもの

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容、その他広告掲載に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、当会に対して保証すること。

3 広告主は、第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求があった場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

4 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

(免責事項)

第16条 広告主は、次に掲げる理由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾しなければならない。

(1) ホームページの更新、修正等のための停止

(2) サーバー及び通信回路等の点検、障害等による停止

2 前号の理由により広告の掲載が一定期間停止されたことによる掲載料金の返還、損害等を当会に請求することはできないものとする。

3 広告の掲載または広告不掲載に関した一切の責任は、広告主が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、当会は賠償する責を負わない。

(譲渡禁止)

第17条 広告主及び当会は、契約に基づく権利もしくは義務、又は契約上の地位を他に譲渡することはできない。

(規定の改廃)

第18条 この規定の改廃は、理事会の承認を得なければならない。運用に当たって疑義が生じたときは代表理事が決する。

(その他)

第19条 この規定に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は当会が定める。

附則

(施行期日)

この規定は、平成30年4月1日から施行する。